

社会福祉法人秋田希望ふくし会 行動計画

職員が能力を十分発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

計画期間 平成28年11月1日から平成33年10月31日までの5年間

1 雇用環境の整備に関する事項。

(1) 妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備。

内 容

目 標 1 男性の育児休業取得を促進するための措置の実施事項について周知する。
計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上の目標とする。
男性職員・・・計画期間中に1人以上取得を目指す。
女性職員・・・取得率を80%以上にする。

(対 策)

- ① 平成28年11月から男性も育児休業を取得できることを周知するための資料を整備し、周知する。
- ② 制度に関する知識習得のため職員及び管理者に対する研修を実施する。

目 標 2 計画期間内に、職員が始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度を希望する場合に利用できるように周知する。

(対 策)

- ① 平成28年11月から職員への要望等を聞き取り検討する。
- ② 朝のミーティング、回覧等を活用して職員に周知する。

目 標 3 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業などの諸制度を周知する。

(対 策)

- ① 平成28年11月から育児休業制度を周知するための資料を整備し、職員に対して周知する。
- ② 朝のミーティング、回覧等を活用して職員に周知する。

(2) 働き方の見直し資する多様な労働条件の整備。

目 標 4 年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間5日以上とする。

(対 策)

- ① 平成28年11月から有給休暇取得の現状を把握する。
- ② 朝のミーティング、回覧等を活用して職員に周知する。

2. 雇用環境の整備に関する事項以外の次世代育成支援対策に関する事項。

目 標 4 子どもの保護者である職員の働いているところを実際に見ることができる「子ども参観日」の実施に向けて取り組む。

(対 策)

- ① 平成28年11月から実施可能な参観日を計画し、年1回程度の実施を検討する。
- ② 参観予定日が決定したときは職員に周知し、積極的な参加を呼びかける。